

名 称	防災製品認定規程			制定日 2009.10.1 規程第 1 号
規程番号	G-①-01	旧文書番号		改定日 2018.4.1

(目的)

第 1 条 この規程は、公益財団法人日本防災協会（以下「協会」という。）が行う防災製品の認定に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 防災製品とは、次条に掲げる製品又はその材料(消防法(昭和 23 年法律第 186 号)第 8 条の 3 第 1 項に規定する防災対象物品又はその材料に該当するものを除く。以下「製品等」という。)であって、第 4 条の基本的要件に適合しているものとして協会が認定したものと及び単純縫製事業者(材料を縫製し、又は組み立てることのみにより別表第 1 に掲げる製品を製造する事業者であって、第 4 条第 3 号の要件を確保することができる者として協会の認定を受けた者をいう。以下同じ。)により、協会が認定した防災製品である一の材料のみを縫製し、又は組み立てて製造された製品をいう。

(防災製品の種類)

第 3 条 防災製品の種類は、次のとおりとする。

(1) 寝具類

ア 側地類(ふとん側地、マットレス側地、敷布、ふとんカバー、毛布カバー、枕カバー等)

イ ふとん類(ふとん、座ふとん、ベッドパッド、枕(陶製のもの及び籐製のものを除く。)、マットレス等)

ウ 毛布類(毛布、ベッドスプレッド、タオルケット等)

(2) テント類(軒出テント、装飾用テント、キャンプ用テント等)

(3) シート類(養生用シート、積荷カバー、テーブルカバー(レストランなどの食事用テーブルカバーを除く。)など可燃物に被せる汎用的なシート等)

(4) 幕類(のぼり旗、横断幕のような広告幕等(窓や壁に沿って又は間仕切りのために上から鉛直に吊り下げるものを除く。))

(5) 非常持出袋

(6) 防災頭巾等

(7) 防災頭巾等側地

(8) 防災頭巾等詰物類(防災頭巾用中わた、プラスチック発泡体)

(9) 衣服類(熱と炎による危険度が高い環境において使用される特殊作業服等及び消防隊用の服装を除く。)

- (10) 布張家具等
- (11) 布張家具等側地（布張家具等の側地、布張家具等完成品側地、カバー）
- (12) 自動車・オートバイ等のボディカバー
- (13) ローパーティションパネル（災害時に用いるための間仕切りを除く。）
- (14) 襖紙・障子紙等
- (15) 展示用パネル
- (16) 祭壇
- (17) 祭壇用白布
- (18) マット類（カーマット、キッチンマット、バスマット、洗面マット、トイレ足元マット、祭壇マット、灰皿マット等）
- (19) 防護用ネット（網目寸法が12mmを超えるもの）
- (20) 防火服
  - ア 火災現場において、主として後方支援活動に従事する者が用いるA-I型（表地が編地（銀面）のもの）及びB-I型（表地が織地のもの）であって、次の形態を有するもの。
    - (ア) セパレート型防火服
    - (イ) コート型防火服
  - イ 火災現場において、主として消火活動を行う者が用いるA-II型（表地が編地（銀面）のもの）であって、次の形態を有するもの。
    - (ア) セパレート型防火服
    - (イ) カバーオール型防火服
- (21) 防火服表地（防火服の表地に用いる編地（銀面）のもの又は織地のもの）
- (22) 木製等ブラインド
- (23) 活動服
  - ア K-I型（消防団員服制基準（昭和25年2月4日国家公安委員会告示第1号）別表で規定する活動上衣及び活動ズボンをいう。）
  - イ K-II型（消防吏員服制基準（昭和42年2月3日消防庁告示第1号）別表で規定する活動服（上衣及びズボン）をいう。）
- (24) 災害用間仕切り等
- (25) 作業服（熱と炎による危険度が高い環境において使用される特殊作業服等及び消防隊用の服装を除く。）
  - ア 織地（ボトム・ジャケット仕様及びシャツ地上衣仕様）
  - イ ニット地

（基本的要件）

第4条 防災製品の基本的要件は、次に掲げる事項とする。

- (1) 防災性能を有すること。

- (2) 一般毒性及び接触皮膚障害性を有しないこと。
  - (3) 品質管理が適正であること。
  - (4) 前各号に掲げるもののほか、安全確保の観点から必要な性能を有すること。
- (防災製品認定申請等)

第5条 防災製品の認定に係る申請等は、次による。

- (1) 認定申請に係る製品等を構成する素材等は、防災製品の認定申請を行うにあたって、あらかじめ、第10条の規定に基づき設置される防災製品認定委員会から当該申請に適合する毒性審査コードが付与され、かつ、理事長が別に定める性能試験に係るものを除き協会が行う性能試験を受けたものでなければならない。ただし、「防災製品毒性審査基準」1(3)に定める5群に該当する防災製品の高分子素材として用いようとするものにあつては、毒性審査コードの付与は要さない。
- (2) 前号に規定する毒性審査コードの付与を受けようとする者は、別に定める「防災製品毒性審査申請規程」により、協会に申請を行うものとする。
- (3) 防災製品の認定を受けようとする者は、別記様式第1の防災製品認定申請書に、次に掲げる書類を添えて、協会に提出するものとする。なお、ウの防災製品性能試験結果通知書については、通知日から3年以内のものに限る。
  - ア 製品等の説明書（別記様式第2から第2-13まで）
  - イ 防災薬剤成分表（別記様式第3）
  - ウ 防災製品性能試験結果通知書の写し（防災製品性能試験規程の別記様式第2から第2-11まで）
  - エ 品質管理の説明書
- (4) 次条により認定を受けた防災製品について、前条の基本的要件に係る事項を変更しようとする者は、別記様式第4の防災製品認定変更申請書に、当該変更の内容に関する書類を添えて協会に提出しなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。
- (5) 第3号の規定にかかわらず、防災製品についての認定実績のある事業所において、これと同一の品質管理条件により製品等を製造しようとする場合にあつては、同号エの書類を提出しないことができる。
- (6) 第4号の認定変更申請において、認定を受けた二以上の防災製品について、前条の基本的要件に係る共通する事項に限り変更しようとする場合にあつては、当該二以上の防災製品について一括して申請を行うことができる。
- (7) 次条により認定を受けた防災製品の登録名義変更及び認定を受けた者の氏名等変更等については、別に定める「製品番号登録名義等変更規程」によるものとする。
- (8) 認定申請を取り下げようとする者は、別記様式第5の防災製品認定申請取下げ書を協会に提出するものとする。

(防災製品の認定審査等)

第6条 協会は、前条により防災製品の認定申請又は認定変更申請があつた場合、申請のあつ

た製品等について、第4条の基本的要件に従って審査を行うものとする。

- 2 前項の審査の基準は、防災製品認定委員会が定める「防災製品性能試験基準」、「防災製品毒性審査基準」及び「防災製品品質管理基準」によるものとする。
- 3 協会は、認定申請についての審査の結果、適合（当該製品がふとん類の完成品にあつてはそれを構成する側地類が、防災頭巾等の完成品にあつてはそれを構成する防災頭巾等側地及び防災頭巾等詰物が、布張家具等の完成品及び布張家具等完成品側地にあつてはそれを構成する布張家具等側地が、防火服のA-I型、B-I型、A-II型、B-II型にあつてはそれを構成する防火服表地が、れぞれ適合していることを含む。）していると認めるときは、当該製品等を防災製品として認定し、別に定める「防災製品ラベル取扱い及び品質管理に関する規程」により当該製品等に係る事業所番号を、別表第2により製品番号をそれぞれ付与するとともに、別記様式第6の防災製品認定書を申請者に交付するものとする。
- 4 協会は、認定変更申請についての審査の結果、適合していると認めるときは、別記様式第6-2の防災製品変更認定書を申請者に交付するものとする。
- 5 協会は、認定に際し、必要な条件を付することができるものとする。

（防災製品の認定の有効期間及び更新）

第7条 前条第3項による認定及び第4項による認定更新の有効期間は、前条第3項による認定書又は第4項による認定更新書の交付を受けた日から5年とする。

- 2 第5条による認定の申請時に提出された「製品等の説明書」の記載内容と同一の仕様で、前条の認定の有効期間後も引続き適正な品質管理のもと製造又は輸入をしようとする者は、認定の有効期間が満了する日の3月前から満了日までの間に、別記様式第7の防災製品認定更新申請書を協会に提出しなければならない。更新された期間をさらに更新しようとする場合も同様とする。
- 3 協会は、前項により認定更新の申請があつた場合、第4条、第13条及び第14条に規定する防災製品の基本的要件等の継続的な遵守状況について審査を行うものとする。
- 4 協会は、審査の結果、適正に遵守されていると認めるときは、別記様式第8の防災製品認定更新書を申請者に交付するものとする。
- 5 協会は、認定の更新に際し、必要な条件を付することができるものとする。

（単純縫製事業者認定申請等）

第8条 単純縫製事業者の認定に係る申請等は、次による。

- (1) 単純縫製事業者の認定を受けようとする者は、別記様式第9の単純縫製事業者認定申請書に、品質管理の説明書を添えて、協会に提出するものとする。
- (2) 次条により単純縫製事業者の認定を受けた者は、第4条第3号の基本的要件の確保に関する事項を変更しようとする場合にあつては、別記様式第10の単純縫製事業者認定変更申請書に、当該変更の内容に関する書類を添えて、協会に提出しなければならない。ただ

し、軽微な変更については、この限りでない。

(3) 次条により認定を受けた事業者の氏名等変更、製造する防災製品の種類変更等については、別に定める「製品番号登録名義等変更規程」によるものとする。

(4) 認定申請を取り下げようとする者は、別記様式第11の単純縫製事業者認定申請取下げ書を協会に提出するものとする。

#### (単純縫製事業者の認定審査等)

第9条 協会は、前条により単純縫製事業者の認定申請又は認定変更申請があった場合、申請のあった事業者について、第4条第3号の基本的要件の確保に関し、防災製品認定委員会が定める「防災製品品質管理基準」に従って審査を行うものとする。

2 協会は、認定申請についての審査の結果、適合していると認めるときは、当該事業者を単純縫製事業者として認定し、別に定める「防災製品ラベル取扱い及び品質管理に関する規程」により当該事業者の事業所に係る事業所番号を付与するとともに、別記様式第12の単純縫製事業者認定書を申請者に交付するものとする。

3 協会は、認定変更申請についての審査の結果、適合していると認めるときは、別記様式第12-2の単純縫製事業者変更認定書を申請者に交付するものとする。

4 協会は、認定に際し、必要な条件を付することができるものとする。

#### (防災製品認定委員会)

第10条 「防災製品性能試験基準」、「防災製品毒性審査基準」及び「防災製品品質管理基準」の制定等を付託するため、協会に防災製品認定委員会を置く。

2 防災製品認定委員会の組織、運営等に関し必要な事項は、別に定める「防災製品認定委員会設置規程」によるものとする。

#### (苦情処理)

第11条 協会は、防災製品の認定に係わる事項に関して苦情等の申立てがなされたときは、適切に処理するものとする。

#### (情報の公開)

第12条 防災製品認定業務に関する一般的事項の情報については、原則として公開するものとする。

#### (品質管理等)

第13条 防災製品の認定を受けた者は、防災製品を製造又は輸入したときは、製品番号ごとに、当該防災製品の性能試験を実施し、その結果を記録し、保存しておくとともに、協会に報告しなければならない。性能試験の実施及び報告は、別に定める「防災製品ラベル取扱い及び品質管理に関する規程」によるものとする。

- 2 協会は、必要に応じ、前項の性能試験の実施状況を調査するとともに、随時試料を収集して、適正な品質管理のもと製造又は輸入されているか否かの調査を行うことができるものとする。
- 3 防災製品の認定を受けた者及び単純縫製事業者は、第5条第3号又は第8条第1号の規定による認定申請時に提出した「品質管理の説明書」に従った品質管理を継続して実施しなければならない。

(防災製品の表示)

- 第14条 防災製品の認定を受けた者及び単純縫製事業者は、別に定める「防災製品ラベル取扱い及び品質管理に関する規程」により防災製品ラベルの交付を受け、適正な管理のもと防災製品に防災製品ラベルを付することができる。
- 2 防災製品又はその材料は、第1項の表示が付されているものでなければ、防災製品として販売し、又は販売のために陳列してはならないものとする。

(認定の取消し等)

- 第15条 協会は、防災製品について、次に掲げるいずれかに該当すると認めるときは、当該認定に係る事業所番号若しくは製品番号の取消し又は防災製品ラベルの交付の停止をすることができるものとする。
- (1) 不正な手段により認定を受けたとき
  - (2) 品質管理を適正に行っていないとき
  - (3) 防災製品ラベルの管理を適正に行っていないとき
  - (4) 前条第2項の規定に違反したとき。

(認定等の手数料)

- 第16条 防災製品の認定及び認定の更新、単純縫製事業者の認定並びに防災製品ラベルの交付を受けようとする者は、別に定める「防災製品に係る認定業務及び防災製品ラベル交付等に関する手数料規程」により、協会に手数料を納めなければならない。防災製品の認定及び単純縫製事業者の認定の審査に着手した後に認定申請取下げ書を提出した場合であっても同様とする。
- 2 前項により受領した認定又は認定更新に係る手数料は、審査着手後は返還しないものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成21年10月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の際、「防災製品認定要綱」第6条の規定に基づき防災製品認定委員会が認定した防災製品については、当該防災製品の有効期間満了の日までの間に限り、なお従前の効力を有するものとする。

3 この規程の施行の際、「防災製品認定要綱」第6条の規定に基づき防災製品認定委員会が単純縫製事業者に対して行った認定その他の処分は、それぞれこの規程の相当規定に基づいて行われた処分とみなす。

4 この規程の施行の際、「防災製品ラベル取扱い及び品質管理に関する規程」第5条に定める特定団体が単純縫製事業者に対して行った認定及び番号の付与は、それぞれこの規程の相当規定に基づき協会により行われたものとみなす。

附 則

この規程は、平成22年4月12日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成22年9月1日から施行する。

2 この規程の施行の際、改正前の防災製品認定規程第3条第18号の祭壇マットとして認定を受けているものについては、改正後の防災製品認定規程第3条第18号のマット類として認定を受けたものとみなす。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成23年9月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の際、現に防災製品の認定を受けていた寝具類の詰物類についての防災製品ラベルの交付に関する規定の適用については、当該詰物類の認定又は認定更新の有効期間が満了するまでの間は、なお従前の例による。

3 防災製品性能基準の一部を改正する基準(平成23年度防災製品認定委員会基準第1号)の施行の際、現に防災製品の認定を受けていた寝具類の側地類(敷布及びふとんカバーに限る。以下「敷布等」という。)についての防災製品ラベルの交付に関する規定の適用については、当該敷布等の認定又は認定更新の有効期間が満了する日までの間は、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成24年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年7月5日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年9月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年2月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年7月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の際、防災製品の種類としての張替用布張家具等側地は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この規程の施行の際、現に防災製品の認定を受けていた張替用布張家具等側地についての防災製品ラベルの交付に関する規定の適用については、当該張替用布張家具等側地の認定又は認定更新の有効期間が満了するまでの間は、なお従前の例による。

別表第1

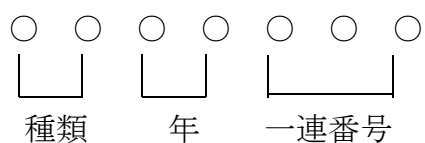
単純縫製事業者が製造することができる製品

製 品 の 種 類
寝具類のうち側地類（敷布、ふとんカバー、毛布カバー及び枕カバーに限る。）及び 毛布類
テント類
シート類
幕類
非常持出袋
布張家具等
布張家具等側地（布張家具等完成品側地、カバーに限る。）
自動車・オートバイ等のボディカバー
祭壇用白布
マット類
防護用ネット
木製等ブラインド



別表第2

防災製品の製品番号



A-	寝具類側地類
AA	寝具類側地類のうち敷布、ふとんカバー
CC	寝具類ふとん類
DD	寝具類毛布類
E-	木製等ブラインド
F-	テント類、シート類、幕類
G-	非常持出袋
HH	防災頭巾等
HA	防災頭巾等側地
HB	防災頭巾等詰物類
J-	災害用間仕切り等
K-	衣服類
L-	布張家具等
P-	布張家具等側地
PA	布張家具等側地のうち布張家具等完成品側地
R-	自動車・オートバイ等のボディカバー
S-	ローパーティションパネル
T-	襖紙・障子紙等
U-	展示用パネル
V-	祭壇
W-	祭壇用白布
X-	マット類
Y-	防護用ネット
Z-	防火服
ZA	防火服表地
ZK	活動服
ZS	作業服